

海津敦子

熊本地震は、私たちに多くのメッセージを伝えています。

日本には無数の活断層があること、日本全国どこでも大きな地震が起きる可能性があり、私たちは、ある意味それを覚悟して生きていかなくてはなりません。

自分自身と大切な人たちを守るために、「減災」に向けた「備え」を暮らしの中に「日常化」していくことが大切であり、それがすなわち「日本で暮らしていく」ことなのだ痛感しました。

1 防災

Q：テレビで防災の専門家が災害への備えとして「悲観的に準備し、楽観的に生活する」ことが大事、と語っていたのを聴いて強く心に残りました。

「起きないだろう」「大丈夫だろう」と楽観視するのではなく、「もしかしたら起きるかもしれない」と、あらゆるリスクを悲観的に想像して、そのリスクを最小限にするように準備しておいてこそ、安心して日常生活が送れる、ということだと思います。

熊本地震の震度7の激震のあと、急ぎ県庁にかけつけた熊本県総務部長・木村敬さんは、エレベーターが止まり、階段をかけあがりながら、最初の後悔をしたそうです。「なんで県の災害対策本部を10階にしたのか」と。熊本県総務部長の後悔は文京区にとって他人事でしょうか。

文京区の災害対策本部は15階という高層階に設置予定です。同じ後悔を持つと思えてなりません。

エレベーターは震度4程度で最寄り階にいったん止まり、自動復旧で動き出すこともあります。が、大地震の際には、確実にシビックセンター内の非常用を含むすべてのエレベーターが停止します。エレベーター管理会社の技術者の点検で問題ないと判断されるまで動かすことができません。

日本エレベーター業界（協会？）は、エレベーター復旧の順番を、最優先は閉じ込められている方の救出、次に病院や高齢者施設など弱者が利用する建物、その次に対策本部などに指定される建物と決めています。つまり、区役所のエレベーターはすぐに使えるようにはなりません。

エレベーターが使えない状況を想定して対策本部の場所を設置すべきです。15階まで歩きで上り下りをするというのでは、上り下りだけで疲れ果ててしまい、現実的ではありません。下層階に災害対策本部を移転させるべきと考えます。伺います。

区長：災害対策本部の運用は、原則として、15階の防災センターにおいて行いますが、シビックセンターが何らかの理由で、一時的に使えない場合には、文京スポーツセンターにおいて、災害対策本部機能を補完することを想定しています。また、現在策定中の「シビックセンター改修基本計画」では、シビックセンター低層階においても、本部機能を補完することを検討しております。

Q：大震災が発生すれば、区民が被災者になるだけでなく、区職員も被災者となります。被災者でありながら住民への対応を頂くことは大変なご苦勞になると思います。それだけに、人的な配置を様々な角度から想定して備えることが重要です。

夜間や休日は、本庁舎または地域活動センターから5キロ、通常であれば徒歩一時間圏内に居住する職員がまず、あらかじめ指定した場所に直接参集することになっていますが、夜間など停電しているときなどに速やかに参集することは、一時間では到底参集できないでしょうし、むしろ職員の命の安全にもかかわります。勤務時間外の夜間や休日など大震災が発生した直後の応急対策に最低何人の職員が必要なのでしょうか。また、3時間以内に参集できる人数は最悪何人になると見積もっているのでしょうか。

区長：発災直後の応急対策に必要な人数は、被災の規模によっても異なりますが、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合、全職員が参集することとしております。

臨時災害対策本部編成員は、避難所等への配置も含めて、当初必要な508人で構成しているところです。

なお、平成25年に実施した調査では、3時間以内に参集できる人数を約500人と試算しております。

Q：区在住の職員は保育職も含めて約300人の状況下では、発災直後からの体制のさらなる強化のため区内在住を増やすことは重要と考えます。伺います。

区長：勤務時間外の発災時における初動態勢のさらなる充実のため、26年度から防災職員住宅の拡充を行い、本年4月1日現在、54戸の住宅を整備し、区内在住職員を増員したところです。

今後も、初動態勢において、拡充が必要となる場合には、人員の確保について検討してまいります。

Q：災害が発生した折、シビック館内の来庁者がいることも想定しなくてはなりません。すべてのエレベーターが停止し、展望台のフロアに取り残される等の人々がいることも当然想定していなくてはなりません。各フロアに災害用のトイレや水等の備蓄を配備していく必要があります。来庁者の安全と災害時の備えはどのようになっているのか。伺います。

区長：大規模な地震発生時には、安全を確保した上で、来庁者を徒歩により1階まで誘導することとしており、長時間にわたり、各フロアに多くの来庁者が留まることはありません。

その後、帰宅困難となった方々には、必要に応じて、低層階のシビックホール等を順次ご案内することとしております。

なお、シビックセンターにおいては、飲料用上水、トイレ用中水とも、それぞれ受水槽等に平常時利用の場合の1日分に相当する水量を保有しており、断水時には、この利用が可能となっています。

また、簡易トイレ等は地下3階及び15階に備蓄しており、被災状況に応じて他のフロアに配備していくこととしております。

Q：災害時には学校の早期再開も大きな課題です。学校と避難所エリアを明確に分けることが求められています。避難者が過度なストレスを受けないよう、良好な居住性の確保も必要です。

現在、設計が進む誠之小学校は、防災の専門家から具体的にどのようなアドバイスを受けているのでしょうか。また、実際に避難所となった折のことを想定した避難所運営ゲームをPTAや保護者、設計者などが加わり避難所となった折の視点をもって設計をチェックできることが重要と思います。いかがでしょうか。

教育長：すでに、誠之小学校の設計に関するプロポーザルの提案において、避難所機能の向上に対する考え方が示されていることから、防災の専門家から具体的なアドバイスは受けておりません。

具体的には、避難所の滞在時の生活空間の質の向上のため、高齢者、乳幼児等、避難者の特性により滞在空間の棲み分けを行うことや、避難所の運営と学校の早期再開のため、避難所エリアと地域利用エリアを一致させるとともに、避難所エリアを体育館側に集めることで授業の早期再開を実現するという考え方に基づき、設計を進めております。

今後詳細な設計を進めるにあたり、設計者、学校、地域関係者、関係する区長部局及び教育委員会が連携して、避難所運営ゲームなどの活用の検討も含め、避難所となった場合の視点から安全性及び利便性の高い学校づくりに努めてまいります。

Q：現状の学校の中には、学校と避難所エリアを分けるのが難しい学校があります。どの学校に課題があると認識されていますか。そうした学校での早期再開、避難所運営の課題を、解決に向けてどう計画されていますか。伺います。

区長：避難所の開設にあたっては、地域住民、学校関係者、区職員からなる避難所運営協議会が、学校施設の安全性を確認したうえで、災害対策本部の指示の下、避難所を開設することとなっております。

被災の規模と発災からの時間経過等により状況が異なるため、避難所のためのスペースと、学校教育機能を維持するためのスペースをどのように区分するかについての課題は、どの学校においても起こり得るものと考えます。

また、学校関係者と避難所運営協議会とで、学校の早期再開に向けて、課題を整理し、解決に努めてまいります。

Q：家族以外の人たちとの共同生活で我慢することが多い避難所生活の長期化や、収まらない揺れでストレスを積み上げる子ども達があります。そうした子ども達への心のケアは災害対策として欠かせません。そのために、避難所の中に子どもが「遊べる」空間をしっかりと確保する視点も重要とされています。避難所の中でどのように遊びを担保していくのでしょうか、お考えをお聞かせください。

区長：大きな災害時には、子どもたちも様々な困難に直面するものと認識しております。遊び場の確保は、子どものストレス軽減の一助になることから、その方法について、検討してまいります。

Q：避難所の中だけでは限界があります。図書館、児童館などの公共施設で、区民のストレスを軽減させるための役割を防災計画に織り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

区長：「地域防災計画」では、心身の健康対策として、保健師等による保健活動、メンタルヘルスケア等を実施することとしております。

公共施設の利用については、「事業継続計画」の優先順位を考慮した上で、対応可能な状況であれば、災害時の区民のストレス軽減につながることを考慮し、施設の安全性や体制等を確認のうえ、状況に応じて対応してまいります。

なお、職員のストレス軽減についても大きな課題と認識しており、今後、適切な対応策を検討してまいります。

Q：被災により親がPTSD【心的外傷後ストレス障害】となると子どもの心にも大きく影響するとの指摘があります。一時預かりを早期に再開し親が休める環境の整備も重要です。虐待された子どものケアや虐待の心配のある家庭への支援も忘れてはならない視点です。災害時の子育て支援についてどのように計画されているか、伺います。

区長：「事業継続計画」において、子ども家庭支援センターの総合相談事業を「非常時優先通常業務」と位置付け、子どもと家庭の相談、児童虐待への対応を行うこととしております。

Q：詰めかける罹災証明を求める人たちへの迅速な対応も大きな課題です。罹災証明を求める人たちに対応する人員は何人ぐらい必要だと試算されていますか。そのうち、区職員での対応はどの程度できると考えているのでしょうか。

区長：り災証明書を発行するための主な業務として、被災度判定調査、調査結果のデータ化等がありますが、被災状況によって、り災証明書をすべて発行するまでの期間が、大きく異なるため、必要とする人員の試算はしておりません。

Q：想定する足りない人数は、災害協定を結ぶ自治体等に対して、「罹災証明のための応援人数を具体的に入れ込み協定を結びなおしておく」とよいのではないのでしょうか。そして、双方で、罹災証明の発行を速やかに行える人材育成を行っていることも必要ではないのでしょうか。

区長：区での、り災証明発行業務は「災対区民部」及び「災対復旧部」の職員、約140人で対応いたしますが、不足する場合には、区内部での調整を図るとともに、必要に応じて、区が災害協定を結ぶ自治体のほか、広域連携をする自治体に対して都を通じて、人員の確保を要請することとしております。

また、都が、「り災証明発行システム」を活用した訓練を実施する際に、職員を参加させているほか、防災フェスタにおいても証明発行訓練を行うなど、人材育成に努めております。

Q：福祉避難所の職員の応援など必ずや応援が必要になるだろう応援要請の人数を想定し、協定に盛り込んではいかがでしょうか。伺います。

区長：被災状況により災害対応に必要な人員が異なるため、災害協定を結ぶ自治体との間における協定に、あらかじめ応援を求める人数を盛り込むことは考えておりません。

Q：仮設住宅の建設場所も大きな課題となっています。教育の森など公園8カ所を仮設住宅の建設予定地としていますが、区として震災時に仮設住宅、みなし仮設住宅も含め、何戸と用意する必要があると試算されているのでしょうか。安心して住める家の提供に向け、熊本地震を経てどのように計画されていくか伺います。

区長：都区等が実施する住宅の被災度区分判定の結果に基づき、区の申請の下、都が仮設住宅の計画及び設置を実施するため、区において、仮設住宅の具体的な戸数は想定しておりませんが、都と連携しながら、広域的な仮住居の案内を含め、安心して暮らせる場の確保に努めてまいります。

なお、東日本大震災の発災後と同様に、今回の熊本地震においても、本区での被災者の受け入れについて対応中でございます。

Q：4月に開催された文教委員会では、柳町小の建て替えは活断層の可能性も視野にいれ、防災等の専門家に参加してもらう要望が様々な委員から出されました。しかし、教育委員会は、専門家を加えて検討するという点について明言は避けられました。

熊本地震のような2回の震度7の地震に耐えるには現行基準の約1.5倍の強度が必要との研究も発表されています。伺います。悲観的に考え、活断層の可能性も視野にいれて、より強固な耐震性に向けた検討が必要と思います、協定を結ぶ東京大学の地震研究所の専門家にも検討委員会に参画していただき、より安心感のある学校建設のあり様を探るべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

教育長：すでに学校施設の建築においては、耐震安全性を確保するため、通常建物の1.25倍以上の重要度係数を確保することとして、耐力の割り増しをした設計を行っております。

柳町小学校の改築につきましても、引き続きこうした考え方に基づき設計を行ってまいりますので、防災等の専門家の参画につきましては考えておりません。

なお、熊本地震による建築物の被害状況等の調査・分析をすでに国が中心となり行っているため、この検討の動向を注視し、適切に対応してまいります。

Q：政府は、首都直下型地震に備える応急対策活動計画の中で、最大72時間は職場や学校、官民で設ける一時滞在施設などにとどまるよう一斉帰宅の抑制を徹底する方針を明確にしました。

熊本地震の事例からも、帰宅に際しては慎重を期すことが必須です。しかしいっぽうで、子どものことを考えれば一刻でも早く帰宅させたいという思いが生じるのも当然です。

これからの学校・保育園・幼稚園等は、「あそこなら安心」と思えるように、施設の安全性はもとより備蓄も十二分に備えていかなければなりません。しかし、今の備蓄はまだ子どもの一日分があるかどうかです。物資の輸送が滞ることも十分にあり得るだけに早急な対策が必要です。

建て替える学校に子ども達に3日分の食糧、水を備蓄できる倉庫を備えることはもちろんのこと、建て替えをしない学校。保育園、幼稚園にも十分な備えができるように備蓄倉庫を拡充すべきと考えます。また、児童生徒が72時間、帰宅せずに学校に留まる中で避難所が開設されていることも想定する必要もあります。どう検討されていますか。課題は何かありますか。伺います。

区長：学校や保育園、幼稚園では、子どもたち用の非常食を1日分備蓄しており、学校等を建て替える際にも同様に考えております。

発災後2日目と3日目分の避難者等に対する食糧は、「東京都地域防災計画」において、都と区が連携して確保に努めることとしており、その一部は、区内11か所の備蓄倉庫に備蓄しております。

災害時の食糧の確保は、極めて重要であることから、引き続き、都区間で課題の整理を行う必要があると認識しております。

Q：熊本地震でも障害のある人や子どもや認知症の方と家族が「避難所では迷惑がかかる」と車の中や崩壊の危険が高い自宅に戻って生活を続けている方などの報道がなされています。

避難所に居場所を持たずに福祉避難所を必要とする区内の人数を現状で何人と見込んでいるのでしょうか。その方々の避難先をこういった形で整備していくのでしょうか。

区長：福祉避難所への避難者数は、災害の種類と規模、発災の時間帯等にもよりますが、首都直下地震等による被害として、概ね1,000人程度と仮定しております。

今後、避難行動要支援者名簿に基づき、個別計画を策定していく中で、その人数を精査してまいりたいと存じます。また、新たに整備する特別養護老人ホームや介護老人保健施設を、福祉避難所とする協定の締結について協議を進めるとともに、福祉避難所がその機能を果たすことができるよう、人の確保も含めたソフト面の対応を検討してまいります。

Q：支援を必要とする人たちも避難所で安心して過ごせるようにするのが基本と考えます。地域の避難所の中で、何が現状では足りないのでしょうか。ハード面、ソフト面をどのように分析し、今後、どう解決されていくのかお考えをお聞かせください。

区長：避難所の課題については、ハード面では、要配慮者等の避難スペースの確保などの点が、ソフト面では、介助者の不足などの点があると認識しております。

今後も、避難所運営に配慮するとともに、「災害時専門ボランティア制度」の充実などを図り、これらの課題に対応してまいります。

Q：防災に関しての最後に、非常電源も落ち、パソコンの電源が全館落ちた時の想定は当然、必要です。どのように対応されるのか、伺います。

区長：パソコンについては、災害を含め、不測の事態に備えて、日頃からデータのバックアップを行っております。

また、シビックセンター内の非常用電源については、「非常時優先通常業務」へ3日分の電源供給が可能ですが、更なる災害時の電源確保の拡充に向けて、非常用電源の増設を検討しております。

Q：乳幼児期から学童期、青年期における貧困格差の問題は、子どものライフステージごとに様々な影響を与え、子育ての選択から世代間の貧困の連鎖へつながると指摘されています。

文京区の子どもの状況がどのようになっているか「見える化」し、現実に即した計画が重要です。文京区の子どもの貧困率はどのようになっているのでしょうか。

区長：本区の子どもの貧困率の数値は持っていませんが、生活保護世帯における子どもの数など一定の状況は、把握しております。

なお、現在、国の子どもの貧困対策に関する大綱等を踏まえ、状況把握を進めております。

Q：足立区は「子どもの貧困」を家庭の経済的な困窮だけでなく、地域社会における孤立や健康上の問題など、個々の家庭を取り巻く生育環境全般にわたる複合的な課題と認識し、子ども達の将来を見据え「貧困の予防、連鎖を断ち切る」ことを目標に取り組んでいるとのこと。

文京区は「子どもの貧困」について、どのような基本理念や方針、目標を描き、取り組んでいるのかお聞かせください。

区長：「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において定めた、「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現する」との基本理念を踏まえ、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を推進してまいりたいと考えております。

Q：文京区は常に、全国学力調査の結果について「全国・都ともに上回っていて良好」と平均点をおっかけ、学力がつかないのは各家庭の養育力の問題や、自己責任にすり替えることが見受けられます。調査結果を基に、区内の小中学校から抽出調査でよいので、「要保護家庭・準要保護家庭・その他」の三段階にわけて学力の正答率などを調べ、社会全体で子どもの学びを支える計画策定の基礎データとする必要があります。「要保護家庭・準要保護家庭・その他」の三段階に分けた学力分析はどのようになっているかお聞かせください。

教育長：各学校では「要保護家庭・準要保護家庭・その他」のような家庭の経済状況に関わりなく、子どもたち一人ひとりの学力を保障するという観点に立ち、様々な取組を行っております。

具体的には、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進しております。

また、地域による学習支援の観点から、放課後子ども教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を行い、子どもの状況に配慮した支援の充実を図っております。

これらのことから、「要保護家庭・準要保護家庭・その他」の三段階に分けた学力分析を行う考えはございません。

Q：「子どもの貧困」を予防し、連鎖を断つ上では、福祉部門や子育て部門、保健センターに限らず、まちづくりを担う都市計画課など各部所が各々にも関係する問題であると認識し、横断的かつ総合的に全庁あげて取り組んでいくことが重要だと思います。「子どもの貧困対策というのは究極の高齢者社会対策にもなる」との指摘も聴きます。各部それぞれが、子どもの貧困対策について役割として何ができると考えているのか、区長は各部に対し具体的にどのような期待をされているのか伺います。

区長：子どもの貧困対策に必要な教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、各部それぞれが専門的見地から貧困の連鎖を断ち切る施策を進めることができるものと考えております。

さらに、個別の課題を超えた連携・支援に取り組む横断的な組織として、子どもの貧困対策庁内連絡会を立ち上げたところです。

これらにより、子どもの貧困対策を、総合的に推進できるよう努めてまいります。

Q：どんなに施策を整えても当事者に届かなければ支援が「ない」と同じです。

沖縄県では、学校で必要な教材費などを援助する就学援助を知らない人が2割、知っているものの利用していない家庭が半分いたとのことです。文京区ではどのような実態でしょうか。既存の支援制度が必要な家庭で機能しているのでしょうか。見解をお聞かせください。

教育長：就学援助につきましては、新年度当初に全児童・生徒を対象に資料を配布するとともに、区ホームページによって年間を通じて広く周知を図っており、必要な家庭に就学援助に関する情報が行き渡っていると考えております。

Q：和光市は、子どもが親の経済状況に左右されずに教育を受け、各家庭に則した子育てが支援できるように、介護保険の仕組みを応用して、ケアマネージャーが、親の困りごとや子どもの状況を聴き取ったうえで、医師、臨床心理士、教員、保育士、消費生活相談員等々と会議を持ち、個々のケアプランを作成しています。さらには、プランの見直しや達成度を評価する取り組みも始めています。文京区でも是非、取り組むべきではないでしょうか。伺います。

区長：本区においては、「文京区版ネウボラ事業」において、妊娠期から出産・子育てと、切れ目のない相談支援に取り組むとともに、乳幼児等リスクの高い家庭については、子ども家庭支援センターを中心に関係機関によるケース会議などを行い、必要な支援に結びつけているところです。

なお、介護保険制度の仕組みを応用したケアマネージャーについては、今後の研究課題としてまいります。

3 待機児童対策についてお伺いします

Q：待機児童の解消に向けて、認可保育園の新規開設を進められていることは非常に心強いことですが、就労を望む保護者の個々のニーズとのかい離は、文京区に限らず首都圏ではいずこも大きな課題です。

特定の保育所を希望するなどして入所できなかった「利用保留児童」、隠れ待機児童は文京区では何人になりますでしょうか。

区長：本年4月の保育所待機児童数は、257人でございます。

これは、国の定義に準じ、入所不承諾者699人のうち、認証保育所等で保育されている児童442人分を除いて算出したものです。

Q：区民からは区立中学校を活用しての認可保育園の開設を望む声が多々聴かれます。園庭も確保できるなど保育環境としても望ましい要望だと思います。是非、区立中学校を活用して待機児童の解消を進めてほしいと思います。が、検討の状況はどうなっているのでしょうか。仮に学校施設を使用して開設できない理由があるとすれば何かあるのでしょうか。お聞かせください。

区長：保育所待機児童数が大幅に伸びることが予測される中、本年4月、「保育園等待機児童緊急対策会議」を庁内に設置し、民有地だけでなく、学校、公園等を含む区有施設の中で、保育施設に転用可能な物件について、全庁的な検討を進めているところでございます。

Q：昨年度は、区内保育園では経営者が変わると共に保育の方針も大きく変わったことから、先生方が次々に辞め、保護者からは安全面などに危機感がわきあがり、区としても転園希望者を優遇する異例の措置を取らざるを得ない事態が発生しました。

増え続ける認可保育園の質を今後どのように担保していくか大きな課題です。保育士の配置や面積などの基準をクリアしていれば認可せざるを得ず、一度認可すると取り消しが難しくなる現状の中「自治体のチェックが甘い」との批判も出ています。

お伺いします。認可保育園に対しての指導権限が与えられている中、保育の質を担保し、保護者が安心してわが子を預けられるように、保育の質をどのような検査、指導を行い担保していくのか、教えてください。

区長：昨年4月以降、子ども・子育て支援法に基づき、認可保育所等に対する指導検査の権限が区市町村に移譲されており、都と連携の上、保育施設への指導検査を行っているところです。

また、引き続き、元区立保育園園長など経験豊富な再任用保育士による不定期の巡回指導を実施し、各施設における保育の質の向上に努めてまいります。

Q：保育園の待機児童の問題と共に、今後、育成室の増設も必須です。現状の公立私立問わず保育園の児童、幼稚園の預かり保育の児童等々、さらには小学生になったら働くという希望を持つ保護者のニーズも合わせ、子ども子育て会議での議論の前提となる区民ニーズは現状の育成室定員と比較してどのように認識されていますでしょうか。

区長：「子ども・子育て支援事業計画」については、平成27年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、ニーズ量の見直しを行いました。

その結果、計画に定める量の見込みの変動に伴い、28年3月に計画の一部を改定いたしました。この改定により、育成室については、計画最終年度である31年度の見込み数を、1,716人へと変更いたしました。

28年度の定員1,591人と比較すると、125人分の確保策が必要になると認識しております。

4 児童相談所の移管について

Q：区児童福祉法等の一部を改正する法律が可決し、児童相談所が住民に密着した基礎自治体に施工後から5年を目途に移管されることが現実的になってきました。文京区としては、児童相談所の移管をどのように考えているのでしょうか。

区長：児童相談所を基礎自治体に設置することは、児童相談体制の充実や窓口の明確化を図るとともに、一貫した支援体制が構築されることにつながることから、早期の移管が必要であると考えております。

Q：「特別区児童相談所移管モデル」で示された、人口20万人規模の場合の児童相談所の施設整備、一次保護所の設置、職員数をどのように確保していくのか、計画の概要をお聞かせ下さい。

区長：一時保護所の設置などについての、これまでの検討状況を踏まえながら、今後、本区のロードマップを作成いたします。その中で施設整備内容や施設設置場所、職員の育成・確保方法について検討してまいります。

Q：移管されれば、養子縁組や療育手帳などの業務も発生してきます。事務の配分はどのように考えていくのでしょうか。方向性をお示しください。

区長：児童相談所設置市の事務については、児童福祉審議会の設置や里親に関する事務など、広範囲に及ぶことから、今後、根拠法令や既存業務を踏まえた整理を行ってまいります。

Q：里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援も組み込まれ、専門職の確保が重要です。移管までの概ね5年間にそうした業務を担える人材育成をどのようにはかられますか。現状の人材でできること、移管までに強化していくべきと考えるかもお示しください。

現状のように3、4年で異動する人事の見直しも必要になるかとも思います。伺います。

区長：今後、作成するロードマップを踏まえ、的確な人材育成を図ってまいります。

また、移管までの間、現在の子ども家庭支援センターで蓄積してきたノウハウを基本として、児童相談所への派遣や都職員の受入れ協議を行うなどにより、体制を強化してまいります。

なお、人事異動については、引き続き職務内容や職員育成を踏まえて適切なローテーションで、実施してまいります。

Q：特別養子縁組も文京区として力を注ぐべきことだと思います。特別養子縁組については30年ほど前から、児童相談所の職員が率先して、特に新生児の特別養子縁組に取り組んできた愛知県などから学ぶと同時に、同性愛の方たちにも子どもを親子の縁を持って育てていかれるような配慮等、特別養子の要件について移管に向けて研究を進めるべきかと思いません。伺います。

区長：都の「養子縁組里親」制度においては、制度設計上の課題や里親の不足などから、特別養子縁組が必ずしも円滑に進まない状況があると認識しております。

今後、移管に向け、特別区において、都と協議しながら、相応しい制度のあり方を議論していくとともに、基礎自治体ならではの有効な取り組みについて、検討を行ってまいります。

Q：足立区では、ショートステイを個人宅で請け負う事業もなされています。里親の開拓にもつながるものと期待されますが、文京区でも検討いただけないでしょうか。

区長： 児童相談所移管後の里親制度を検討する中で、研究課題としてまいります。

Q：児童福祉法の一部改正案では、児童虐待の発生予防のため、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置にも努めるものとされています。

伺います。文京区版ネウボラを母子健康包括支援センターに位置づけるのでしょうか。改善すべき課題があればお示してください。

区長： 現在、本区では、子ども・子育て支援事業における「子育て世代包括支援センター」の機能を果たす形で、ネウボラ事業を実施しておりますが、先の国会で成立した改正法では、「母子健康包括支援センター」として位置づけられておりますので、今後の課題を含め、引き続き、国の動向を注視してまいります。

Q：文京区版ネウボラのこれまでの運用の中での児童虐待の発見件数、相談件数をお聞かせください。

区長： 本事業の運用にあたり、虐待のリスクがあるものと認識し、子ども家庭支援センターと連携した案件は、平成27年度中で50件を超えている状況でございます。

Q：区役所が、障害者や性的少数者などへの対応を誤れば、それは区民に向けた誤った周知にもつながります。ぶんきょう未来は、性別や障害の有無、人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を尊重し、誰も排除しない社会を目指します。こうした理念を区が施策で実践できているか、ぶんきょう未来はチェックし、男女平等参画推進条例で足りないことを補う差別禁止条例等の提案も視野に入れていきます。

区長：次に、第三者機関による調査についてのお尋ねですが、人権についての意識啓発など、人権全般については、ダイバーシティ推進担当が中心となり、個別の事象については、それぞれの所管課が、誠意を持って相談に応じ、関係機関を紹介するなど、責任ある対応を行います。現時点では、第三者機関を設置する予定はありませんが、今後設置する「障害者差別解消支援地域協議会」の議論を踏まえ、設置の必要性も含め、検討してまいります。

Q：文部科学省が学校教育で力を注ぐ、LGBTの理解啓発について伺います。

性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会から「自治体等において性的指向や性自認に関する偏見や差別をなくし、困難を解決するためのより良い行政サービスの提供、より良い地域社会づくりの促進を目指して、マニュアルを作成するためのガイドラン」が区に提出され、区はこれに基づき区の手引を作成するとされています。作成した区の手引を各現場で具体的にどのように活用していくお考えでしょうか。伺います。

区長：区が作成するLGBTの理解啓発に向けた手引きについてのお尋ねですが、職員が、人権問題について、正しく理解するとともに、窓口での対応や各事業を検討する際に、指針として活用していくことを想定しております。

Q：今、性的少数者に関する否定的な発言が学校の教室のみならず、職員室でも少なからず見受けられると聴きます。いじめや当事者の子どもの自死などにもつながりかねないことで早急に先生たちの意識改革が必須です、苦しむ子ども達的心情を考えればまったなしのです。

各教員がLGBTに適切な知識をもち、各教室で子ども達にも教えていくためには、今回、区へ提出されたガイドラインの「教育部門」は、先生たちの研修等にすぐに活用できる内容だと思いますが、いつからどのように活用する計画でしょうか。伺います。

教育長：文部科学省は、学校における性同一性障害に係る児童・生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめた教職員向けの周知資料である「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を作成しております。

教育委員会では、この資料を本年4月に各学校へ配付しており、今年度の生活指導主任研修会等で活用することとしております。

また、ご指摘のガイドラインの「教育部門」については、今後区が作成する手引きに盛り込まれるとのことであり、区長部局と連携しながら、研修等で活用してまいります。

Q：学校図書館等にLGBTに関する図書を計画的に配置すると昨年の9月の一般質問で答弁をいただいておりますが、すでに10ヶ月が過ぎようとしている今、各校の整備状況と子ども達からはどのような声が上がっているか、伺います。

教育長：現在、教育委員会といたしましては、各学校へ配置するため、関係機関と連携し、図書の選定を進めております。

Q：障害者差別解消法で事例を募集しましたが、当事者が差別を受けないための対応を区民にまだ示されていません。個々の事例の対応の仕方に関する見解をいつ、どのように示されるのか、また、この事例集をどのように現場で活用するかの計画をお聞かせください。

区長：区では、本年4月の障害者差別解消法の施行に合わせ、職員の行動規範となる職員対応要領を策定いたしました。その策定にあたり、具体的な事例等を収集したものです。

本年度は、「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、事例等の情報の共有や協議を通じて、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供などの防止に努めてまいります。

Q：障害による人権侵害や差別が解決しない折には、障害福祉課や教育委員会等のある意味、当事者が調査にあたるのではなく、第三者機関が調査し対応にあたるべきと考えますが、ダイバーシティ推進担当が中心となり、その仕組みを作ると理解してよろしいでしょうか。

区長：人権についての意識啓発など、人権全般については、ダイバーシティ推進担当が中心となり、個別の事象については、それぞれの所管課が、誠意を持って相談に応じ、関係機関を紹介するなど、責任ある対応を行います。

現時点では、第三者機関を設置する予定はありませんが、今後設置する「障害者差別解消支援地域協議会」の議論を踏まえ、設置の必要性も含め、検討してまいります。

6 中学校の数

Q：区は中学校の適正な規模を生徒数300人としています。しかし、現状は私立進学率がさらに高まり6割にせまる勢いです。現実的に、300人規模に達しているのは10校中3校のみです。小規模校は小規模校の良さがありますが、自由選択制の中で各校が子どもを奪い合っている状況にも見えます。今後の文京区としての区立中学校のあり方について、見直しが必要な時期に来ていると考えます。

伺います。現在の人口動態や私立進学率の推移などから、10年後の区立中学校の生徒数をどのように想定されていますか。

教育長： 将来人口推計及び現状の区立学校への進学率から、3年後の生徒数は2,000人程度と現時点では予測しております。

現在の幼児数が増加傾向にあること、また、ここ数年の区立中学校への進学率が横ばいで推移していることから、10年後の区立中学校の生徒数は、さらに増加すると現時点では推定しております。

Q：区立中学校のあり方を見直すことについての見解をお聞かせください。

教育長： 学校運営に適した学校規模については、平成26年3月に策定した「文京区教育振興基本計画」において、記載しているところです。

現在の人口動態から、その方向性を見直す検討を行っておりませんが、区立中学校のあり方については、次期教育振興基本計画の改定において、検討してまいります。

7 職員の質 研修のあり方

Q：昨年の9月議会での一般質問に「評価の正確性・公平性の確保と人事評価制度の理解促進に努める」と区長より答弁いただきました。伺います。これまでの研修の実績について内容をお聞かせください。また、「評価の正確性」「公平性の確保」は、具体的にどのように改善されたのか現状をお聞かせください。

区長： 本区では、平成19年度に、職員の能力及び業績を踏まえた人事評価制度を導入いたしました。本年度は、更に、目標申告を踏まえた人事評価制度に見直しを行ったところです。

人事評価の実施にあたっては、職員から信頼される運用を行うことが重要であり、各職層に向けて制度の周知を図るほか、制度を導入した19年度以降、毎年、全管理職を対象に評価者研修を行っております。

評価の正確性、公平性の確保の観点からは、評価者研修を繰り返し実施していくことが必要であり、今後とも研修を継続してまいります。

8 春日・後樂園駅前地区再開発

Q：補助金総額約270億円の再開発で解体工事が着々と進められています。しかし、公共性の向上について具体的なことは何も示されていません。区がイニシアチブを発揮して、再開発事業の中で、区民ニーズや地域課題を解決する意気込みも見えてきません。

区は、再開発組合に対して、具体的にどのような公共性の向上を交渉されているのかお示してください。

区長：本区としては、再開発組合に対して、公益性の高い施設の設置について、引き続き求めています。同組合では、区民サービスに資する施設の設置について、検討を進めているところです。

9 サウンディング調査の導入

Q：待機児童問題や高齢人口の増大、社会インフラの老朽化など、近年複雑化する社会課題の解決のためには、公有資産をより一層有効活用するなど、従来のやり方に囚われないより柔軟な発想力が求められます。

そこで、対話を通じた公民連携の手法である「サウンディング調査」の導入を提案いたします。

横浜市が開発した市場調査手法のひとつで、対話の相手方を公募し、公平性・透明性を確保して行う民間事業者への個別ヒアリングの手法です。これまでのように行政が事前に事業案を検討して条件を設定してから事業者を公募する手法では民間事業者が自社で蓄積したノウハウや企画力を生かした事業提案の余地がありません。社会構造が複雑化している昨今では、行政の事業企画力だけでは限界があり、行政の課題認識の上に民間の事業提案力を早期の段階でヒアリングし事業化に生かす手法を具現化している横浜市の先行事例には学ぶべき点が多いと考えます。

伺います。横浜市のサウンディング調査による公民連携の事例を調査・研究し、文京区にも導入すべく検討をお願いしたいと考えますが、見解をお聞かせください。

区長：公有財産の活用にあたっては、区民ニーズや社会情勢等を考慮しながら多角的な検討を行っているところです。また、事業者の公募条件の設定にあたっては、可能な限り事業者の参加意向を把握し、より事業者が参加しやすいものとなるよう、現在も工夫しております。

公平性や透明性を確保しながら、市場性を的確に把握し、多様な活用アイデアを収集するご提案のサウンディング調査についても、事業者選定プロセスとして、導入の可能性について、研究してまいります。

自席からの発言をお許しください。

区長、教育長ご答弁ありがとうございました。

災害対策本部機能を低層階にも補完していくとのこと、すべてのエレベーターが停止し、余震が続くケースを想定すると、被災者でもある職員のストレスを軽減しつつ、速やかに災害への対応をはかっていただく上で、大変望ましいことだと思います。

しかしながら、大震災発生時に来庁者を一階まで徒歩で誘導することを想定していますが、本当に現実的でしょうか。展望台には高齢者の方がいるかもしれませんし、車イスの方など身体に障害がある方もいるかもしれません。余震が続くかもしれない中、高層階から一階まで階段で降りることが、本来に来庁者の安全を確保するための適切な対応策でしょうか。フロアにとどまる来庁者の多様性を想定しないのは、想定が浅すぎると言わざるを得ません。

再考を求めます。

また、学校の建築に避難所機能の向上が求められる中、なぜ防災の専門家のアドバイスを受けて、ある意味、素人だけで設計していこうとするのか理解しかねます。

教育委員会は、学校現場で子ども達に問題解決をするために様々な人たちと繋がる重要性を伝えていますが、にもかかわらず、自らは専門家とつながることを避ける。理由がわかりません。多額の税金を使っての建設です。長期化する避難所生活は十分に想定されます。よりストレスを軽減し得る環境の提供が望まれている中、それを実際に機能するような形にするには、専門性が不可欠です。是非、防災の専門家に参画してもらい建設することを、強く求めます。

り災証明書の発行がどのように求められるか、ケースごとに試算し、必要な人員を想定した計画を整備しておくことが大事なことであり、人員が不足してから協力を求めるのでは、速やかな発行を求める被災者の不安を増し、被災生活の長期化を助長することになります。他自治体との災害協定にあらかじめ応援を受ける人数を盛り込むべきです。再検討をお願いします。

子どもの貧困対策の要のひとつは、親の経済格差による教育格差を解消することです。そのためにまずは、文京区の実態を把握することが、当然、やるべきことです。区長部局は子どもの状況把握を進めるとしています。ところが、教育委員会はその重要性を理解しているとは思えない答弁になっています。

教育格差をなくしていくことは、将来の社会保障の支出の削減につながります。実態を的確に把握することは、子ども達を応援する施策の実効性を高めるだけでなく、区の施策を区民が理解していくために必要な根拠ともなるものです。その有効な手段の一つとして、区内の要保護家庭・準要保護家庭、そうした家庭以外の子ども達の学力との相関を学力調査などで調査分析すべきです。是非、調査をお願いします。

最後に、児童相談所の設置について。

住民生活に密着した基礎自治体として、区長の強いリーダーシップの元、文京区の子どもと家庭を取り巻く深刻な現実がどのようなものであるか見極めていただきたいと心から願っております。

また、そのためには、どれだけ予算を割くかだとも思います。区長の強いリーダーシップで予算をしっかりと割り、児童虐待を防げる体制を強化した児童相談となることを期待しています。